

# 税務ポイント

## 《 会社の税務 よろず相談室(167) 》 所得税・法人税関係 企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い

Q. 当社では、新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、従業員が負担した以下の①から④のような費用を従業員に支給する予定ですが、このような費用の支給については、従業員に対する給与として課税対象となりますか。

また、このような費用の支給は、法人税の損金の額に算入できますか。

A.

### 《 所得税 》

○ ご質問の費用の支給に係る従業員の所得税の課税関係については、それぞれの費用の事実関係によって、次のとおりとなります。

#### 【① マスク・石鹸・消毒液・消毒用ペーパー・手袋などの消耗品の購入費】

○ 業務のために通常必要な費用（例えば、勤務時に使用する通常必要なマスク等の消耗品費）について、その費用を精算する方法（従業員からその費用に係る領収証等の提出を受けて、その費用を精算する方法（以下同じです。））により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業がマスク等を直接配付する場合も同様です。）。

○ ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用（例えば、勤務とは関係なく使用するマスク等の消耗品費）について支給するものや、従業員の家族など従業員以外の者を対象に支給するもの、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要があるもの（例えば、企業が従業員に対して毎月 5,000 円を渡切りで支給す

るもの（以下同じです。）は、従業員に対する給与として課税対象となります。

#### 【② 従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機などの備品の購入費】

○ 業務のために通常必要な費用（例えば、テレワークを行うための環境整備費用など）について、その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（備品の所有権を従業員が有するものは除きます。）。

また、企業が所有する備品を専ら業務に使用する目的で従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として課税されません。

○ ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するもの（例えば、勤務とは関係なく使用する電化製品など）や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要があるもの、備品の所有権を従業員が有するもの（貸与ではなく支給するもの）は、従業員に対する給与として課税対象となります。

#### 【③ 感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費など】

○ 業務のために通常必要な費用（例えば、職場以外の場所で勤務することを企業が認めている場合のその勤務に係る通常必要な利用料、交通費など）について、その費用を精算する方法又は企業の旅費規程等に基づいて、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業がホテル等に利用料等を直接支払う場合も同様です。）。

○ ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するもの（例えば、従業員が自己の判断によりホテル等に宿泊した場合の利用料など）や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要があるものは、従業員に対する給与として課税対象となります。

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



**部員募集中!!**

【④ PCR検査費用、室内消毒の外部への委託費用など】

- 業務のために通常必要な費用（例えば、企業の業務命令により受けたPCR検査費用や、テレワークに関連して業務スペースを消毒する必要がある場合の費用など）について、その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業が検査機関や委託先等に費用を直接支払う場合も同様です。）。
- ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用（例えば、従業員が自己の判断により受けたPCR検査費用や、従業員が自己の判断により支出した消毒費用など）や、予め支給した金銭につい

て業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要があるものは、従業員に対する給与として課税対象となります。

《 法人税 》

- ご質問の費用の支給に係る企業の法人税の課税関係については、原則として、消耗品費、旅費交通費等や給与として損金の額に算入されます。

（税制委員会：

赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次 グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

行動する法人会(全法連) —令和4年度税制改正に関する提言—

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言活動を展開しています。

先月号では松本法人会の活動をご報告いたしましたが、全法連でも同様に関係省庁、政党への提言活動を行っております。



財務省 大家副大臣 (右から2番目)



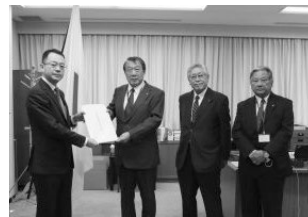
国税庁 (表敬訪問)



自由民主党 予算・税制等に関する政策懇談会



総務省 稲岡自治税務局長(右)



中小企業庁 角野長官(左)



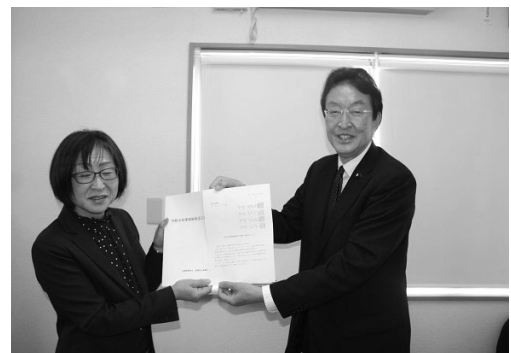
立憲民主党 財務金融部会



国民民主党 税制調査会

広報誌1月号掲載記事に関するお詫びと訂正

広報誌1月号9頁「令和4年度 税制改正に関する提言活動」で掲載した写真の一部に、提言活動にご対応いただいた方のお名前の記載が出来ていないものがございました。該当の写真は下条みつ衆議院議員（立憲民主党）の写真です。下条議員に心よりお詫び申し上げますとともに、改めて写真を掲載させていただきます。



下条みつ衆議院議員（右）